

## 社会福祉法人宝塚さざんか福祉会役員及び評議員の報酬等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人宝塚さざんか福祉会（以下「法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この規程で役員とは、法人の理事及び監事をいう。

### (報酬等の支給)

第3条 役員等については、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 理事長及び常務理事（以下「理事長等」という。）については、月額報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

### (理事長等の報酬等の算定方法)

第4条 理事長等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 通勤手当については、職員給与規程第14条の規定に準ずる額
- (3) 理事長等が職務のため出張をしたときは、職員旅費規程に基づき、旅費を支給する。

### (非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第5条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第2に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、職員旅費規程に基づき、旅費を支給する。

### (当法人職員給与との併給)

第6条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬は支給しないものとする。

### (報酬等の支給方法)

第7条 理事長等に対する報酬等の支給時期は、毎月24日とする。ただしその日が休日に当たるときは、職員給与規程第5条に準じた日とする。

- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該月の会議等の出席実態に基づき、翌月24日に支給する。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与規程第5条に準じた日とする。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬等の日割計算)

第8条 新たに理事長等に就任したものには、その日から報酬を支給する。

- 2 理事長等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。
- 4 本条第2項の規定にかかわらず、理事長等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(公表)

第9条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第3項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

付 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1 (第4条関係 理事長等の報酬)

役職名	報 酬
理事長	月額 60,000円
常務理事	月額 30,000円

別表第2（第5条関係 非常勤役員等の報酬）

(1) 評議員

	日額
評議員会への出席	10,000円
上記の他、法人業務のための出勤	10,000円

別表第2（第5条関係 非常勤役員等の報酬）

(2) 理事

	日額
理事会等の会議への出席	10,000円
上記の他、法人業務のための出勤	10,000円

別表第2（第5条関係 非常勤役員等の報酬）

(3) 監事

	日額
監事監査、理事会等への出席	10,000円
上記の他、法人業務のための出勤	10,000円